

3．著作者について

1) 創作したもの

著作権法により権利の保護主体となる「著作者」には誰がなることができるのでしょうか。法第2条第1項第2号では、著作者となるのは著作物を創作した者であると規定しています。当たり前のことを規定しているようですが、具体的な法の適用場面ではいろいろな解釈が展開されることがあります。

小説家や画家など著作物を創作することを職業とする者だけではなく、著作物を創作した者は誰でも（児童・生徒も）著作者になることができます。

2) 共同著作

小説や音楽などは一人の者が通常創作しますが、例えば研究会の報告書やコンピュータ・プログラムなどについては、複数の者が共同で一つの作品を作り上げることが少なくありません。

二人以上の者が共同して創作した著作物であって、その各人の寄与を分離して個別的に利用することができないものを「共同著作物」と呼んでいます（法第2条第1項第12号）。

また、それらの各人が「共同著作者」になります。

3) 法人著作

著作物を職務上創作する場合において、実際に創作活動を行った従業員ではなく、法人その他の使用者を著作者とすることが定められています。

例えば、教育委員会や学校において様々な報告書や指導書等が作成されることがありますが、多くの場合は、個々の教職員の著作物あるいは共同著作物となるのではなく、教育委員会や学校（つまり地方自治体や学校法人）が法的に著作者と評価されることになると思います。したがって、実際には自分が執筆したからといっても、全く自由には利用できないのです。ただし、このように法人等の使用者が著作者になるためには、次の要件を満たす必要があります（法第15条）

- [1] 法人等の発意に基づくものであること
- [2] 法人等の業務に従事する者が職務上作成するものであること
- [3] 法人等が自己の名義で公表するものであること
- [4] 作成時の契約、勤務規則その他に別段の定めがないこと

